

平成15年厚岸町議会第1回定例会会議録		
招 集 期 日	平成15年3月6日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成15年3月11日 午前10時00分
	散 会	平成15年3月11日 午後 2時10分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 畠 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	○
4	佐 藤 淳 一	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真 里 谷 誠 治	×	16	音 喜 多 政 東	○
7	池 田 實	○	17		
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○	20	松 岡 安 次	○
以上の結果 出席議員 18名 欠席議員 1名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
大 平 裕 一	高 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭靖	教委生涯	松浦正之
助役	大沼隆	学習課長	
収入役	黒田庄司	監査事務局長	阿野幸男
総務課長	田辺正保	農委事務局長	農政課長兼務
行財政課長	斉藤健一	教委体育	澤向邦夫
まちづくり	福田美樹夫	振興課長	
推進課長		教委指導室長	大場和典
税務課長	大野榮司	水道課長	山崎国雄
町民課長	古川福一	病院事務長	大野繁嗣
保健福祉課長	久保一將	特別養護老人	藤田稔
環境政策課長	松澤武夫	ホーム施設長	
農政課長	西野清	デイサービス	玉田勝幸
水産課長	小倉利一	センター施設長	
商工観光課長	高根行晴	保健福祉	大崎広也
建設課長	北村誠	課長補佐	
監査委員	今村實	カキセンター所長	常谷智晴
教育長	富澤泰	増養殖係長	加藤元一
教委管理課長	柿崎修一		

1. 会議録署名議員

2番	塚田丈太郎		
3番	田宮勤司		

1. 会 期

3月6日から3月20日までの15日間  
(休 会3月8日、9日、15日、16日の4日間)

1. 議事日程及び付議事件  
別紙のとおり

1. 議事の顛末  
別紙のとおり

議長 ただいまより平成15年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。  
開会時刻 10時00分

議長 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番塚田議員、3番田宮議員を指名いたします。

議長 日程第2、議案第32号 厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長 ただいま上程いただきました議案第32号 厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由をご説明申し上げます。

介護保険の第1号被保険者の保険料につきましては、保険給付の円滑な実施を確保するために介護保険法第117条の規定に基づき、3年ごとに5年を1期とする介護保険事業計画を定め、その事業に要する費用に充てるため保険料率の算定を行うもので、現行条例で規定する保険料は平成12年度から14年度までの介護サービス料等に基づく費用から算定したものであります。

今回の条例改正は、平成15年度からの介護サービス料等について厚岸町介護保険事業計画の見直しを行い、事業に要する費用の推計、保険財政の均衡を保つことができる保険料率の算定を行い、平成15年度から17年度における第1号被保険者の保険料率を改正する内容であります。

お手元に配付しております議案第32号説明資料、厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。

第2条は、保険料率を規定しているもので、第1項において保険料率を定める年度を平成15年度から平成17年度に改正するものであります。

次に、同項第1号から第5号までは、負担能力に応じた負担を求めるという観点

からの所得段階別保険料であります。第1号は現行1万8,870円を2万400円に、第2号は2万8,300円を3万600円に、第3号は3万7,740円を4万800円に、第4号は4万7,170円を5万1,000円に、第5号は5万6,610円を6万1,200円にそれぞれ改定するものであります。

恐れ入りますが議案の37ページをお開き願います。

附則であります。第1項、この条例は、平成15年4月1日から施行するものであります。第2項は経過措置であります。改正後の厚岸町介護保険条例第2条第1項の規定は、平成15年度以降の年度分の保険料から適用し、平成14年度以前の年度分の保険料についてはなお従前の例によるものとするものであります。

以上、大変簡単な説明であります。議案第32号 厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し……

(「はい」の声あり)

討論あるんですか。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

3番、田宮議員。

私は議案第32号 厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について反対の討論をするものであります。

まず、これまでも何回となく論議を重ねてまいっておりますし、この議会の冒頭一般質問でもお尋ねを申し上げました。

介護保険の第1号被保険者の保険料については、住民税非課税の方が約80%、大体2,800人をちょっと超える対象者がおられるわけですが、そのうち2,200人が基準額、第1段階、第2段階、第3段階、第3段階が基準額になりますが、こ

こまでで 2,200、80%の方が住民税非課税ということであります。さらに、新年度におきましては、現在年金の受給を受けての方が物価の下落に合わせてということで 0.9%年金を削除する。これは年金始まって以来初めてのことであります。考えてみますと、保険料の引き上げと年金の切り下げ、いわばダブルパンチを受ける格好になるわけであります。そういう中で私は介護保険料については、やはり最低据え置くべきであるというふうに考えるものであります。

さらに、この国の負担の問題であります。私は町が国にやはり強く負担増を要望すべきだというふうに考えております。現在国の負担は4分の1であります。少なくとも2分の1に引き上げることが介護保険制度を守る上でも非常に大事なことではないのか。こうやってだんだん介護保険料を上げていくことが、最終的には制度の崩壊につながりかねない。こういう声さえ漏れているわけでありませう。

一般質問の論議の中でも町の試算が明らかにされました。現在25%、しかし5%については後期高齢者が集中する自治体に調整交付金として配分する。こういうことになっていて、後期高齢者が集中しないところにおいては20%ということになるわけでありますから、少なくとも30%、仮に2分の1の負担までしなくても、30%引き上げれば2,000億からの予算が生じるわけであります。現在、全国的に値上げ総額が2,400億というふうに言われております。値上げをしなくても済むような措置がとれるわけであります。しかも、先ほど申し上げたように町の試算をお伺いすると、これだけ上げると現在の保険料100円引き下げることができるというようなお話であります。私はそういうことも含めて、町が今回値上げをしないで据え置きをするということが強く望まれるというふうに考えますので、この議案第32号については反対をするものであります。

議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4 番、佐藤議員。

4 番 議案第32号 厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての審議を終え、私は賛成の立場から意見を述べるものであります。

65歳以上の方々の介護保険料につきましては、介護保険給付の円滑な実施を行うため、その事業に要する費用に充てるため実は算定をされているものであります。したがって、今回の介護保険料の改定は、平成15年度からの介護サービスの利

用者などの確に推計され、その事業に要する費用から65歳以上の方々に負担をしていただく介護保険料を推計したものであり、保険と給付の関係が適切なものになっているものと考えております。

よって、本条例改正案につきましては賛成であり、これにより適切な介護保険制度の運営ができるものであり、また、それを期待するものでもあります。

以上でございます。

他にありませんか。

(なし)

以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第33号 厚岸町まちおこし基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

ただいま上程されました議案第33号 厚岸町まちおこし基金条例の一部を改正する条例の制定についての提案に至った、経過を含めまして説明をさせていただきます。

まちおこし補助金につきましては、その運用について継続事業の取り扱い及び補助率などにおいて例外規定の適用が恒常化していること、また、内定委員会が庁内組織であり、補助金の決定に当たって公平性が確保できないおそれがあるなどの議会からの指摘もありましたので見直す検討を行っておりましたが、その考え方がまとまりましたので、今条例の提案となったものであります。

まず、継続事業への対応についてであります。別にお届けしております議案第33号説明資料、1枚目の裏をごらんいただきたいと思うんですが、その裏の1と3

にその内容を記載しておりますので、参考にしていただければと思います。

継続事業の関係でありますけれども、3年を超え長期化した事業につきましては、原則として予算を補助化することで対応し、現時点でこれに該当する6事業についてそれぞれ担当課を定め、各担当課において積極的に支援する態勢を整えることといたしました。また、予算補助となる事業につきましては、補助金の適正な執行を図る観点から、まちおこし補助金施行規則及び公布取扱要領に準じて事務を行うことにいたしたいと考えております。

なお、これに当たる財源についてでありますけれども、1億3,000万円余をまちおこし基金から地域づくり推進基金に移動をさせ、目的基金に準じた運用を図ることで、少なくとも今後十数年間の財源を確保するものでございます。その結果、14年度末まちおこし基金予定残高2億5,000万円ほどでありましたが、1億3,000万円余を移動させますと、まちおこし基金残高1億2,000万円ほどとなりますが、大型事業が予算補助が移行することによりまして、平成14年度実績ではその他の事業にかかる補助金は約150万円であります。今後新たな事業を掘り起こしていくとしても、今後十数年から20年くらいの必要財源を約1億円と推計をして、これを超える2,000万円については環境保全基金に移動させ、有効活用を図ろうとする内容でございます。

なお、このことによるまちおこし基金の1億5,148万220円の取り崩し及び移動先基金の積み立てにつきましては、平成15年度予算案に計上しておりますことを申し添えておきます。

次に、まちおこし補助金交付団体等内定委員会の構成についてであります。

民間委員の起用なども検討いたしました。が、庁内組織の現行委員会で補助金の公平性を十分確保できるという結論に達し、今後も同様の体制で行うということにいたしたいと思っております。

それで、議案に戻りますが、以上のことからまちおこし基金条例第3条第1項中の基金の額を3億円から1億円に改めまして、現状では不要となったただし書きの規定を削除しようとするものであります。改正部分につきましては、資料として配付しております新旧対照表によりご確認をいただきたいと思います。

最後に附則の規定についてであります。この条例は平成15年4月1日から施行するという内容でございます。



以上、申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

これより質疑を行います。

ありませんか。

(なし)

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第4、議案第34号 厚岸町重度心身障害者及び母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

ただいま上程いただきました議案第34号 厚岸町重度心身障害者及び母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明いたします。

議案書の39ページでございます。

このたびの条例の一部改正は、母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律が平成14年11月29日に公布され、平成15年4月1日から施行されることになりましたが、この改正により本条例で母子及び寡婦福祉法の定義から引用しております母の定義の条番号が変更されたことによりまして、これを改正するものでございます。さらに、条例の用語に誤りがありましたことから、今回の一部改正とあわせて用語の改正をするものでございます。改正部分につきましては、お手元に配付しております議案第34号説明資料、厚岸町重度心身障害者及び母子家庭等医療費の助成に関する条例新旧対照表で説明させていただきます。

第2条、定義でございますが、第1項第2号中、「知的指数」とありますのを「知能指数」に改め、同上第2項第1号中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改めるものでございます。

次に、附則条項でございますが、議案書にお戻りいただきたいと思ひます。

この条例は、平成15年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単な説明ですがご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 これより質疑を行います。

ありませんか。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

議長 日程第5、議案第35号 火葬場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 ただいま上程いただきました議案第35号 火葬場条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明いたします。

議案書の40ページでございます。

このたびの条例の一部改正は、平成15年4月1日で廃止しようとする上尾幌火葬場について火葬場条例の規定から削除するものでございます。

上尾幌火葬場は昭和36年に建築され築41年を経過いたしますが、建物及び施設の老朽化から平成8年以降使用がなく今日に至っているものでございます。これまで地域の協力によりまして管理運営してまいりましたが、老朽化が著しいため地域と協議の上、火葬場事業を廃止することとしたものでございます。

条例の改正部分につきましては、お手元に新旧対照表を配付させていただきましたが、第1条の表及び別表から上尾幌火葬場の項を削る改正内容でございます。

附則条項は、この条例を平成15年4月1日から施行する内容のものでございます。

以上、簡単な説明ですが、ご審議の上ご承認くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議 長 これより質疑を行います。

14番、安達議員。

14番 今、説明あったとおり老朽化して使えない状態。あれを取り壊した後、どのような形になるのか、計画があったら教えてください。

議 長 町民課長。

町民課長 建物を壊した後は、当然整地をし平坦な状態に回復をさせようということなんです。駐車場も整備をしつつ、まだ全体の近隣しております墓地との通用路等の確保も含めて、あの場所を有効に使えば墓地全体の管理あるいは利用についてより便宜が図られるのではないかとということで、施設を撤収し建物を取り壊した後は整地をして、墓地利用のために有効に使いたいというふうに今のところ考えております。

議 長 14番、安達議員。

14番 できれば、地域と話し合っていて、駐車場がいいのか、墓地用地として必要であればそのように使えるか、地域と話し合っていたらと思います。

議 長 町民課長。

町民課長 そのように進めさせていただきたいと思います。

議 長 他にございませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

議 長 日程第6、議案第36号 厚岸町農業研修センター条例及び厚岸町農業農村活性化施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

農政課長。

農政課長

ただいま上程いただきました議案第36号 厚岸町農業研修センター条例及び厚岸町農業農村活性化施設条例の一部を改正する条例の制定について、この提案理由の説明を申し上げます。

41ページでございますが、このたび改正しようとする内容は、厚岸町農業研修センター及び厚岸町農業活性化施設は、これは尾幌の酪農ふれあい館等の施設でございますが、この二つの施設の管理については、条例に基づきまして厚岸町農業協同組合に委託をすることが規定をされております。委託先であります厚岸町農協が今年4月30日をもって解散し、厚岸町太田農業協同組合と合併をするため、本条例に規定されている委託先の名称を釧路太田農業協同組合と改正しようとするものであります。

初めに第1条、厚岸町農業研修センター条例の一部改正についてであります。議案第36号説明資料として別に配付をさせていただいております新旧対照表によりご説明申し上げます。表の右側の現行第13条、管理委託先を厚岸町農業協同組合としているものを、右側の改正案で委託先を釧路太田農業協同組合に改めようとする内容であります。また、14条、委託料の支払い先を同様に厚岸町農業協同組合から釧路太田農業協同組合に改正しようとするものであります。

次に、表の下段の第2条、厚岸町農業農村活性化施設条例の一部改正をする関係であります。第13条管理委託先、第14条委託料の支払い先は、前条同様に厚岸町農業協同組合を釧路太田農業協同組合に改正しようとするものであります。

なお、厚岸町農業農村活性化施設のうち上尾幌のふれあい体験農園は現状管理委託を行っておらず、委託の範囲について管理の一部として加え、条文の整合性を図ろうとするものであります。

議案に戻っていただきたいと思いますが、附則として、この条例の施行日を農協合併の執行日である平成15年5月1日とするものでございます。

以上、大変簡単な説明であります。ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長

これより質疑を行います。

7番、池田議員。

7 番

ちょっとお伺いしますが、使用願等の中の、ふれあい館はふれあい館でや

ってますよね。使用申込書、ふれあい館の方はね。それからセンターの方は、今、厚岸農協でやっておりますよね。それと研修センターでも受け付けてますか、今の。あくまでも農協でセンターの方は受け付けてますよね。それから使用料も全部農協がやっておりますよね。今度は尾幌の方が支所になりますけれども、支所でそのような対応はしていただけるんですか。

議 長 農政課長。

農政課長 農業研修センターの使用受け付け等につきましては、これまでは厚岸町農業協同組合に委託契約をもってお願いをしていたところでございます。今後につきましても、尾幌支所という形になるわけでありますので、釧路太田農業協同組合に同様の委託をお願いをすると、取り扱いが支所であるという形になるかと思っております。

また、活性化施設の方については、ふれあい館で行うという内容でございます。

議 長 いいですか。

他に質疑ありませんか。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

議 長 日程第7、議案第37号 厚岸町きのご菌床センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

農政課長。

農政課長 ただいま上程いただきました議案第37号 厚岸町きのご菌床センター条例の一部を改正する条例の制定について、この提案理由の説明を申し上げます。

議案の43ページでございますが、この改正内容であります。昨年建設をいたしましたしいたけ栽培試験施設として、きのご発生用ビニールハウス1棟を建設いたしました。平成15年度よりこの施設でしいたけ栽培をして販売をすることとして

おります。このため、菌床センターの行う事業にきのこの生産及び販売の規定を加えるため条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第37号の説明資料として条例の新旧対照表を配付しておりますので、これによりご説明を申し上げます。

第3条は菌床の事業について規定しておりますが、現行第3号を4号として繰り下げ、同じく2号を3号に繰り下げ、この2号に前号に附帯する業務とある「前号」を「前2号」に字句を改め、第1号の次に、2号としてきのこの生産及び販売を加え改正しようとするものがございます。

議案書に戻っていただきたいと思いますが、附則として、この条例は平成15年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変簡単な説明であります。ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長 これより質疑を行います。

14番、安達議員。

14番 きのこを生産して販売するということはわかるんですけども、例えば今年度からは実施するようですけども、きのこの生産する時期だとか、それからどのくらいの規模で、例えば玉数がどのくらいでやるかですね。それから、できたらきのこの販売先、いわゆる流通関係がどういうふうな計画でいるのか、できればもう少し詳しく教えていただきたいんですけども。

議長 農政課長。

農政課長 お答えをさせていただきます。

きのこの栽培の時期的なものにつきましては、一応夏菌という形で現在計画をしているところでございまして、時期的には夏になるということで、実際には現在ビニールハウス、骨組みはできておりますけれども、まだビニールが張らさっていないといったそういった施設を4月に入りまして実施をして、4月の下旬には菌床を搬入いたしまして、それから栽培にかかるということで、一応6カ月ほど9月いっぱいくらいをめどに栽培をしようという計画でおります。

それから、きのこの菌床の玉数でございまして、現在1万5,000個を計画をしているところでございます。

それから、この生産量については約5トン程度、年間5トンを予定をしていると

ころでありまして、流通先につきましては釧路等の市場、もしくは森産業等との契約を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

14番、安達議員。

時期については若干、今年度始める状態ですからやむを得ないと思うんですけども、やはりちょっと時期は遅いんですね。やはり夏菌であればゴールデンウィークにはもう発生させるというようにやらないと、十分冬までにはとり切れないという状態だと思うんですけども、今回はやむを得ないなという気はするんですけども、1万5,000個をもって5トンという生産量については、かなり控えめな数字かなというふうに思われますけれども。例えば5トンということなんですけれども、我々は6.5トンから7トン見るんですけども、それくらいありますよね。5トンの荷物は、今の話であれば釧路市場、もしくは森産業で流通というお話なんですけれども、我々きのご組合としても、やはり釧路市場については釧路市場の出荷の状態を見ながら森産業の流通と釧路市場と常に情報を聞きながら振り分けていくということは、釧路市場の価格を乱さないという前提の中で我々やっておるものですから、できれば組合辺りとそういう出荷の状況を常にコンタクトをとりながら、なるべく市場を乱さないという原則で進めていっていただきたいなと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

農政課長。

栽培時期については、今年度初めて行うということで、まだ準備段階でありまして、下準備は進めておりますが、できるだけ早い時期に装備を完成させていきたいというふうに考えているところでございます。

また、この販売先につきましては、釧路それからもっと遠く札幌方面というふうなことも想定されるわけでありまして、地元の栽培者、地元の組合さんと先輩であります安達議員等、そういったアドバイスを受けながら、販売先等についても進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

14番、安達議員。

そのように、やはり荷物については6トン近いものであれば、やはり釧路市場辺りにも影響するものですから、組合としてもこれはその辺きちつとしてもらわんと、せっかく生産者が価格を見ながら地元へ振り分けていくものですから、その辺は十

分に今現在出荷している組合とコンタクトをとりながらやっていただきたいというふうに思います。

それから、これは夏場ということで冬菌床を作らない時期をねらってやっているんだろうと思うんですけども、何人くらいで栽培、生産に従事するのか。それから、きのこ生産というのは利益のあるものじゃありません。やはり手間賃が自分の生活費というのが原則なんです。そういうことで間違っただけで逆になんか菌床の単価を安くしたいという気持ちからやるのは結構なんですけれども、けだし足引っ張りにならんようにやっていただかないと、夏の場合特に成長が早いわけですから、生産者の場合は1日に3回、4回取る人いるんですよ。電気つけて夜中取ったりですね、朝早く取ったり。それくらいしないと、なかなかいい製品が出荷できないということなので、その辺よほどうまくやらないと、人件費に食われちゃって最後には赤字になっちゃったということもなりかねないんで、その辺しっかりやっていただきたいと思うんですけども。

議長  
農政課長

農政課長。

この町の出荷によりまして既存の栽培者に迷惑がかからないような形で出荷等の業務を進めていきたいというふうに考えております。また、ここに携わる方につきましては、現在臨時職員6カ月程度2人ということで予定をしております、既存のセンター職員、それから年間通して2人程度余裕がありますのでそういった方々、4人ないし5人程度の体制でやっていきたいというふうに思っております。また、我々もこの栽培については初めての取り組みでありますので、ご指摘いただいたようなそういった失敗をしないような形で、慎重な形でとり進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長  
12番

12番、高畠議員。

12番。

関連してちょっとお尋ねしたいんですけども、町営となりますと、今、安達議員さんからも人件費の面で触れられておりましたけれども、日曜日になりますと1.25という率になります。深夜になりますと1.6という数字が出てきますよね。お話を聞きますと、私素人ですから分かりませんが、個人であれば夜も寝ないでも取ってしまうと。そうでないとそのきのこが化けてしまうというような話も聞いているんですけどもね。夜、例えば10時から夕方5時までは1.6ですよ。



そういう時間帯でも取っていかなければ製品が良いものが取れないということになると、やはり人件費がかかわらないかという懸念を持つんですけれども、例えばトン当たり何ぼという労賃とかなんとかで決めればいいんですけれども、時間でもってやっていったら、相当時間外とかその深夜手当とかいろんな面で人件費にならないかという懸念があるんですが、その辺は臨時職員にどういう方法でやるんですか、ちょっとお尋ねします。

議長 農政課長。

農政課長 勤務体制というか業務の体制ということございまして、当面町の職員それから臨時職員それぞれサイクルというか、交代制をもって回せばというふうに考えております。そういったことで、できるだけ製品を無駄にしないような形の方法を、これも研究の、試験の一つとして取り組んでいきたいと思っております。

議長 12番、高島議員。

12番 12番。

交代制はもちろん、8時間労働という建前から言えばそういうことわかるんですけれども、日曜日であっても、やってないでしょ、公休のあれでもって1.25という数字になるんでしょ。夜にやったら1.6という数字になるんでしょ。町の職員ということになれば。そういうことを心配して私はしゃべったんです。民間だったらとにかく、もう寝ないでもやれってということになりますけれども、やはり町の職員と臨時職員でもそういうふうになりますと、そういうことになりますか。そこら辺を心配して私は尋ねただけけれども。民間と公共の事業というのは、そこら辺に差があるんですよ。第3セクターのコンキリエあたりもそうでしょ。朝何時とか時差出勤してるんでしょ。で、日曜日休めばやはり公休と違って、そういうふうになっていくと、民間より高くつくんだよね。そういうこと心配しているの。だから、さっきみじくも安達さんが言ったように、人件費に食われないかというね、その辺は大丈夫ですか。

議長 農政課長。

農政課長 先ほど臨時職員という表現をしておりますけれども、時間給、パートという形もこれは予算の範囲内でやれますので、そういった形で何とか回していきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長 16番、音喜多議員。

16 番

ちょっと、今までのやりとり聞いていてふと思うんですが、最初の説明の中で試験栽培というか試験的ということで言われたんだが、かなり規模が大きいなど。今までの経緯を見ると、いわゆる中心的に今まで取り組んできたのは冬菌ですよ。その端境というか、夏菌もやってみたいということはかねがね言ってましたので、その夏菌の成長ぐあいというか取り組み状況をするためにこの試験栽培かなというふうに理解してたんですが、例えばそういうことであれば、ある程度めどが立てばやめるとか、今の言い方ではなんかこう毎年続けて5トンなり、あるいは6トン近くまで行くのかしらないけれども、そうなる既存のいわゆる上尾幌地区のきのこ生産地というか厚岸町のきのこ生産者のかさ上げをするために町が一生懸命やっていることが、足を引っ張るといふかマイナス要素のもとにならないのかと。ただ、あくまでもこれは期間限定的にそういう育成というか、玉をつくるため、そしてそれの育成をみる過程で技術を進行させるための試験栽培だということであれば何となく理解できるんですが……

議長

静粛に願います。

16 番

それに伴って人を雇用したりなんだりするということになると、今、高嶋さんが言われるように町におんぶしてそのことが大きな荷物にならないかという懸念が出てくる。その辺がとことんまで詰められてこういう話になったのかどうなのか、ちょっとその辺伺いたい。

議長

農政課長。

農政課長

この施設の契約につきましては、昨年の当初予算の段階で提案説明をさせていただいておりますが、目的については新しい菌床の方式での栽培、フィルター付きというこれからの新たな方法でございますが、こういった形の栽培の方法を研究するというのが1つでございます。それから、もう一つは地域のロットを確保するという意味でありまして、厚岸町の栽培したものが地域の栽培者に対してこの程度の量で迷惑をかけるというふうな、販売先もございますけれども、そういうことにはならないというふうに考えておるところであります。また、この収益によりまして、少しでも栽培、しいたけ菌床の製造のコストに振り向けられればというのが、こういった理由を持ってるわけでございます。また、そういった流通の関係についても私どもも研究をしながら、そういったデータを栽培者に提供できればというふうにしておるところでございます。

議長 16番、音喜多議員。

16番 ねらいがそこだとしたら、一番最初にそれ説明していただければね、私も納得したというか、すぐわかった感じがするんですが、今話していた経緯の中では、やはり今までの議論の経過も含めて利益の上がるような、今、安達さんも言われているように自分たちの働いている部分の報酬的なものというか、部分にしか値しないと、いわゆるもうかる商売ではないということになると、いかにコストを少なくして、そのコストというのか、かかる経費を少なくしてそのやり方をうまく考えていくかということに尽きるんだらうと思うのですが、そういったことを全面に押し出している考え方で今回の事業をするということであれば、私はある程度それは納得ができません。

それで問題は、先ほどもちょっとお話しましたが、これは副次的に研究していかなければならないことになるんでしょうけれども、ずっと続けていくあるいはこういう条例がきのこの生産及び販売と、これはもうそうするとばんばん拡げていくということには、そういう解釈もできるわけですけども、そういう考え方はないというふうに理解していいですか。

議長 農政課長。

農政課長 ただいまご説明したような目的で行いますので、今後これをさらに拡大するというようなことは現在のところは持っておりません。やはり私どもこの分については初めての取り組みでありますので、慎重を期して取り組んでいきたいというふうに思っております。ご理解いただきたいと思えます。

議長 10番、室崎議員。

10番 今、音喜多議員の方からもあったんですが、当初の条例変更の説明が非常に不十分なんですよね。この場合、本質にかかる変更というふうに見えるんですよ。それはこの施設はきのこ生産業者の支援をするための施設としてつくったわけですよ。自分で製品を売るための販売施設としてつくったものではないわけですから、根本的に本質が変わるのかというふうに思われるんですけども、少なくともこの字面からはですよ。そのことに対する説明が何一つなかったわけですよ、あなたの方から。そして、今、3番目の質問に対する時に初めて、何のためにやるかという話が出てくるわけですよ、議会に対する説明としては甚だ不十分ですね。それで、今お聞きしましたら、まず1つは、新製品の栽培方法あるいは流通についての何とていいま

すか試験というか勉強というか調査というか、そういうために製品を売り出すんだとうことをおっしゃいました。それからその次には、今度はロットを取ると、ロットを取るというのは、市場のいわば優位権をとるとのことだと思んですが、そういうものをやるために、今きのこ生産農家だけの量では心元ないので町としても生産をして、厚岸町のきのこというものの生産量を上げて、全体の市場をいわば自分たちで優位に動かすようにしたい。そして、3番目には収益を上げたい。こういう3つの目的が出たんですが、この目的は矛盾しませんか。試験というようなことでやるときに、収益を上げるというようなこととは矛盾しませんか。それから、これはふやす気はない、そして試験なんだから慎重に進めていきたいということと、市場のロットをとるとのこととは、矛盾しませんか。今の3つがすべてうまくいくようにやるというのはどういうことですか。この点についてはもうちょっと詳しく説明してください。それが1点。

それからもう一つは、当然収益を上げるということが目的に入っているわけですから、この販売にかかる経費がどれだけで、それでどれだけのいわば売り上げがあって、収益としては初年度はどれだけが予想がされるというような、いわば事業計画書といいますか、簡単なものだけでもあるはずなんですよ。そういうものも出していきたいですね。いかがでしょう。

議長  
農政課長

農政課長。

試験施設でありながら収益を出すという矛盾点ということでございますが、この収益については現在のこの菌床センターの運営費に振り向けて栽培者の方の菌床の価格のコストに反映をさせるような形で貢献をしたいというふうに考えております。

それから、収支の中身につきましては、売り上げについては約5トンということで、5万パックを販売しようということで考えておりまして、この単価については1パック80円というふうにみているわけでありまして、消費税を加えまして420万円の売り上げを予定をしております。また、経費につきましては、人件費その他資材費等を含めまして153万6,000円というふうに新年度の予算の中で計上をさせていただいております。差し引き266万4,000円になるわけでありまして、これは町の菌床を使うわけでありまして、この菌床代が187万1,000円ほどかかるということで、差し引きいたしまして約80万円の収益というふうに収支計算をさせていただいております。

(「ロット等云々のところの話、何も出てこない」の声あり)

(「いいよ、続けて」の声あり)

農政課長

申しわけありません。このロットを確保するというについては、おっしゃられるとおり、上尾幌地域の生産者の数量的なものを確保できない場合に町のこういったもの、生産物を加え入れましてロットを確保させるという、そういう構想というか計画でいるわけでありまして。以上でございます。

議長

10番、室崎議員。

10番

まず、答弁らしいことはしているんだけど、答弁になってないんですよ。私の質問がよくわかってないみたいなので、もう一度言いますよ。

試験として行うというんですから、これはそのためのいろいろな資料を得ようとして行うということなわけでしょ。その目的の位置ですね。例えば、新しいしいたけの栽培方法をきちんとまず自分たちでやってみて確保しよう。そうすると生産物ができるわけだから、それは売ろう。こういうことですね。

それから、流通というものについても自分がその中に入ってみなければよくわからない部分があるから、生産業者の方の指導というものはなかなかできない。だからそういうものについてもそういう知識を得よう、研究をしよう、だから実際に自分が商売人としてやってみればよくわかるだろう、だからやってみよう。そういうことでしょ。それと、そこで利益を出すことを目的にするということとは、これ矛盾しませんかと言っているわけですよ。もともとそういうことでもってやるんだらば、利益が出るかどうか何てことは言えないでしょ。それがあなたの方で言っている目的の中に、両方とも同じ位置に入っているんですよ。そのことを言っているんですよ。あなたの答弁は、試験施設だからもうけを出してはいけないと思いうんだけれども、そのもうけというのは、本来の目的に使うんだから何の問題もないというようなこと言っているけれども、そんなことは聞いていません。そんなことはよくわかっています。そこで出て収益というのは結局いろいろな形でもって生産者に還元していこうというのは、この施設の趣旨ですからね。それはよくわかっています。そういう点でまず一問目の質問に答えてない。

それから、その計数はわかりました。それでロットを確保する云々ということについては、あなたの方では5万パックですか、それだけの製品ができるからふえるんだというような言い方で終わっているけれども、5万パックでロットを確保でき

るんですね。できるのかできないのか聞いているんですよ。目的ですよ、あなたの方が言った。その点についてもきちんとお答えしてください。一回目の答弁についてはこの2つについては答弁らしい答弁ないんですよ。

議長 休憩します。 休憩時刻 11時00分

議長 再開いたします。 再開時刻 11時07分  
農政課長。

農政課長 時間をとらせて大変申しわけございませんでした。

先ほどの答弁の中で、非常に舌足らずな答弁をして大変申しわけなく思っております。それで、この施設につきましては、あくまでも栽培者の栽培、そういったものをバックアップする施設としての機能を優先させるということでございまして、あくまでもこの利益というものについては、その原資によって出てくるものであり、この目的については大きな目的でなく、結果として出てくるというような形でございますので、先ほど申し上げた内容については取り下げをさせていただくようなことになろうかというふうに思っております。

それで、ロットの部分については、これについてもこの程度の量でロットがすべて確保できるかということは疑問というふうな形になろうかと思っておりますけれども、個人の販売、例えば一日200キロ出すというような形で市場との契約がなされている場合、それを補足するために例えば50キロを追加で出すといったようなことはこの町の施設では可能というようなことで、ロットの確保というような形で申し上げた内容であります。

(「議長、前の方が聞いたときとあとの人が聞いたときでもって、ころころ話が変わるんだったら、これ論議できないと思うんだけどね」の声あり)

(「ちゃんと統一した上でなければだめだ」の声あり)

(「おかしいわ、今の答弁は」の声あり)

議長 休憩します。 休憩時刻 11時09分

議長 再開いたします。 再開時刻 11時10分  
助役。

助 役

担当課長の方から一部舌足らずの部分があったということでおっしゃっていただきましたけれども、先ほど答弁の中で何編か目的を上げさせていただきました。この中でロットの確保あるいはその種々の改善を図るという答弁をさせていただいておりますけれども、これは目的としては主たる目的ではなくて、結果としてそういう目標を立てているということでもあります。ロットの確保に関しましては、今、農政課長の方から答弁をさせていただいたように、生産者とのそれから市場との調整という意味合いで説明をさせていただいて、ご理解をしていただきたいと思います。

まず、今回の条例改正の目的でこの号を追加したという主たる目的は、あくまでも生産者の技術向上あるいは市場の情報を得るために、このきこ菌床センターにおいてもまず新しいきのこの生産技術、これを確保するということが主たる目的。それから、さらには同時に、それを生産販売するという事で市場の情報というものを得ると。これらのことを生産者の方々に情報を伝達する、あるいは技術的なノウハウについてご指導を申し上げることが主たる目的になってくるということでございます。あわせて、これにかかわる体制でありますけれども、この従業員の体制は、今までどおりの体制でこの作業が可能ということでもありますので、先ほど申し上げましたとおりの生産売り払い収入、それからそれにかかわる費用、あわせて差っ引まして80万円ほどの収入が得られるという試算のもとにこれを実行したいということで、今回この条例の改正案を上程させていただいているということでご理解をいただければと思います。

(「いいです。それ以上やりません」の声あり)

議 長

他にございませんか。

(な し)

議 長

先に質問した人たちはいいですね。了解できますか。いいですか。

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

議 長 日程第 8、議案第 38 号 厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

議 長 農政課長。

農政課長 ただいま上程いただきました議案第 38 号 厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、この提案理由の説明を申し上げます。

この改正内容であります、昨年大別地区に厚岸町営牧場預託牛避難舎建設事業、これにより腰高ハウス、A 型ハウスでございますが、1 棟を建設したものと、同じく昨年町営公共牧場整備事業で堆肥舎 1 棟を建設し北海道より譲渡を受けたことにより、条例第 4 条で施設の種類及び内容を規定した表にこの完成した 2 つの施設を加える内容であります。議案第 38 号説明資料として別に配付をさせていただいております新旧対照表によりご説明を申し上げます。

第 4 条、施設の種類及び内容を規定した表であります、表の左側の現行施設の種類の欄、3 段目の避難舎の欄の隔離用牛舎（腰高ハウス）1 棟の次に、右側の改正案の下線の箇所の牛舎（腰高ハウス）1 棟を新たに加え、また一番下の堆肥舎の欄の鉄骨コンクリートづくり 2 棟とあるものを改正案では 3 棟に改め、改正しようとするものでございます。

この追加によりまして、町営牧場の収容頭数につきましては 550 頭から 1,350 頭になるというような内容でございます。

議案に戻っていただきまして、附則として、この条例は平成 15 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、大変簡単な説明でございますが、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。

ありませんか。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)



議長 | ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

議長 | 日程第9、議案第39号 厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

水道課長 | ただいま上程いただきました議案第39号 厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、提案内容の説明を申し上げます。

これは、平成13年度法律第100号により水道法の一部改正が行われ、この水道法の改正により貯水槽に水を供給している水道事業者を定める供給規定の中で貯水槽水道に関し水道事業の管理者の責務、貯水槽水道の設置者の責務に関する事項を適切かつ明確に定めることが必要とされたことに伴い、厚岸町水道事業給水条例の中にこれらの責務を明確にするために、第3条の2として1を加え、貯水槽水道に関する規定を同条例中第20条の2及び第20条の3として定めるための条例改正であります。

また、給水条例第25条の水道料金算定に関する条例の改正であります。現行条例第25条では、計量した日現在の使用水量によりその日の属する日前の月分として算定すると定められております。この第25条に関しましては、給水条例施行規則の第23条におきましてメーター点検の規定がありますが、ここでは水道を使用した日に属する月の翌月の1日から4日の4日間で行うとなっております。水道の使用した月の翌月点検が規定されております。

このたびの条例第25条の改正は、水道料金の算定をその日の属する月分に改めるものであり、このために給水条例施行規則第23条においても、翌月の1日から4日の4日間でメーターの点検を行ってきたところを、毎月25日から月末までの間に点検が終了するよう、所要の規則の整備を行うものであります。このことは、水道料金の算定にかかる使用水量のメーター点検を水道を使用した月内に行い、毎月の水道料金の算定も水道を使用した月のうちに行うことができるよう改正を行うものであります。

お手元に配付しております議案第39号説明資料により説明を申し上げます。

厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

最初に厚岸町水道事業給水条例の一部を改正する条例でございます。

目次中、現行第3章給水（第12条から第20条）を改正案では、第3章給水（12条から第20条）、第3章の2貯水槽水道（第20条の2、第20条の3）に改めるものでございます。

条例中、第3章の次に第3章の2貯水槽水道を加えるものであります。

この改正要旨につきましては、提案理由説明でも申し上げましたけれども、水道法の一部改正によりまして、貯水槽水道に関し水道事業者及び設置者の責任に関する事項を供給規定、条例に定めることが必要とされたことに伴います規定の整備でございます。貯水槽水道に対する管理者の責務及び設置者の責務に関する事項の新設でございます。

条例第25条、料金の算定でございますが、現行は「属する日前の」となっておりますのを、改正では「属する」に改めるものであります。これは、水道使用料を計量した日の属する月分に改正する規定の整備でございます。

次に、厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例でございますが、第25条料金の算定でございますけれども、これも現行は「属する日前の」とありますのを改正案では、「属する」に改めるものであります。

議案書の第46ページをお開きください。

附則でございますが、1項、この条例は平成15年4月1日から施行するものでございます。2項といたしまして、改正後の厚岸町水道事業給水条例第25条及び厚岸町農業用水道給水条例第25条の規定は、平成15年4月分以後の水道料金の算定に適用し、同月分の水道料金算定についてはなお従前の例によるものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第40号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

ただいま上程いただきました議案第40号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明をいたします。

今回の一部改正につきましては、育児休業をしている職員に対します期末手当の支給にかかる規定部分の改正を図るものでございますが、職員への期末手当の支給回数につきましては、昨年11月25日開催の議会臨時会におきまして、職員の給与に関する条例の一部改正について可決をいただいておりますとおり、これまで6月、12月、3月の年3回でありました期末手当の支給回数、これが平成15年度から6月、12月の年2回の支給に改まってございます。これによりまして、職員の育児休業等に関する条例におきましても、規定の内容を改める必要が生じたものであります。

改正する部分であります。本件にかかる説明資料といたしまして、規定の関係新旧対照表を配付しておりますので、併せてご参照をお願いいたします。

続けます。まず、第5条の3第1項の改正内容であります。この規定は、期末手当支給の対象とする育児休業中の職員を定めているものでございますが、勤務実績があるかないかについてみる基準日以前の期間の定めについて、これまでは3月期及び6月期が3カ月以内、そのようになっていたものを、3月の支給日が廃止されることに伴いまして、以後年2回のいずれの支給日、これも基準日前6カ月以内の期間で判断するように改める内容のものです。

次に、附則でございますけれども、第1項において、この改正条例の施行期日を平成15年4月1日とするものでございます。また、附則の第2項につきましては、経過規定でございますが、本年の3月期末手当の支給がございまして、本年の6月期における手当の支給に関しましては、基準日である6月1日以前3カ月の期間

における勤務実績で判断するという経過規定の内容でございます。

なお、育児休業中の職員に対します期末手当以外の給与につきましては、無給とする取り扱いにつきましては従前同様でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げ、提案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑を行います。

ありませんか。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

議長 日程第11、議案第41号 厚岸町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 ただいま上程いただきました議案第41号 厚岸町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

議会議員特別職及び職員の旅費につきましては、既に町内及び管内日当を廃止をするなど、行政改革による事務事業の見直しの一つとして進めてきておりますが、さらにこれらの旅費に関しまして検討を加えてきたところでございます。この検討の結果に基づき、今回関係する6本の条例に規定されております旅費及び費用弁償の日当や宿泊料の金額などの見直し改正を図るものでございます。

改正する内容の一つには、これまで役職により3段階に分かれておりました日当及び宿泊料の支給額につきまして、今日における旅行の実態等から判断して、これを1本化いたしまして、現行の一般職員への支給額と同額にしようとする内容のも

のであります。また、非常勤特別職の町内日当の改定を図るものであります。これも今日の実態からみまして、昼食代程度の費用を補う必要があると、このような判断からこれに相当する金額への引き下げを行おうとするものであります。さらに、一方ではこれまで町内旅行におきます交通費の支給につきまして、片道2キロメートル未満につきましては支給対象になってございませんでしたが、バス等の交通機関などの利用の実態からみて、特別職及び一般職を除きました非常勤特別職等につきましては、陸路旅程が片道1キロメートル以上であるときには交通費を支給するようにするものが今回の改正の主な内容でございます。

以下、改正条文により順に内容の説明をいたしますけれども、別途資料といたしまして改正するそれぞれの条例の新旧対照表配付いたしておりますので、併せてご参照願います。

まず、第1条の厚岸町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正であります。当該条例中にあります第9条第3項の規定において、旅費の費用の計算及び支出方法については、職員等の旅費に関する条例の定めによるとされておりますが、これに加えて運用される職員等の旅費に関する条例施行規則第6条第1項第3号で定められております町内における交通費支給対象の陸路予定距離片道2キロメートル以上をこの部分1キロメートル以上と読み替える規定を設けまして、支給対象とする内容のものでございます。別表の旅費額の改正につきましては、道内日当の3,000円を2,500円に、道外日当の3,500円を3,000円に、また宿泊料につきましては、管内、道内の1万4,000円を1万2,000円に、道外の1万6,000円を1万5,000円にとそれぞれ引き下げるもので、これにより先ほど説明いたしました一般職員と同額とするように改める内容のものでございます。

続きまして第2条、厚岸町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でありますけれども、第4条第2項の規定の改正につきましては、先ほど改正条例の第1条で説明いたしました町内における交通費支給対象の陸路予定距離の読み替えと同様の内容のものでございます。また、別表第2の旅費額の改正が町内日当現行の1,300円を800円に改め、町内宿泊料及び管内日当を現行額に据え置くほかは、先ほど説明いたしました議会議員と同様の額にそれぞれ引き下げる内容のものとなっております。

続きまして、第3条の証人等の実費弁償に関する条例の一部改正、それから第4

条の厚岸町統計調査員条例の一部改正であります。

これも、ただいま説明いたしました第2条の非常勤特別職にかかる内容と全く同様、それぞれ規定を改める内容のものでございます。

次に、第5条、厚岸町職員等の旅費に関する条例の一部改正であります。別表1におきまして、3区分に分かれていた現行旅費額の役員区分をなくいたしまして、現行の委員あるいは一般職員と同額の旅費額に一本化するよう改める内容のものであります。なお、改正後の支給額につきましては、これまで説明いたしました議会議員や非常勤特別職などと同額となるものであります。

次に第6条、厚岸町立教育研究所職員の旅費額及びその支給に関する条例の一部改正であります。これも内容的にはこれまで説明してきております内容と同額に旅費支給額の引き下げを図るものでございます。

まず、当該条例の第1条の現行規定から運営委員を削りまして、さらに同条の第2項及び別表の規定を削る内容のものでありますけれども、これは町立教育研究所の運営委員が非常勤の特別職でございます。先ほどの本改正条例第2条にあります厚岸町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、この規定を根拠といたしまして、改正後の費用弁償の支給ができるものでありますので、この規定内容を整備し、また町立教育研究所の職員の旅費額につきましても、第2条の規定内容において一般職員の規定をすべて準用をさせて、これと同じ扱いとするよう改めるための整備を行うものでございます。

続きまして、附則についてでございます。

第1項では、この条例は平成15年4月1日から施行することとし、第2項では改正後の規定はこの条例の施行日以後の旅行から適用し、条例の施行日以前の旅行についてはなお従前の例によることとしようとするものでございます。

なお、説明の前段で申し上げましたとおり、今回の旅費及び費用弁償の改正内容につきましては、先に議員協議会を開いていただき説明をしたところでございますけれども、その説明の際に管内他町村の状況の説明で白糠町の町内日当及び管内日当の支給があるというふうの説明申し上げ、資料配付を行ったところでございますが、その後改正が行われておりまして、改めて管内の旅費支給状況の資料、これを参考配付させていただきましたので参考に供していただきたいと存じます。また、旅費改定の検討作業の遅れから新年度の予算につきましては、編成作業上改正前の

現行額をもちまして積算した計上額となっております。本条例の改正につきまして議会でご承認をいただきますれば、できるだけ早い時期に補正予算にて調整をさせていただきますと存じますので、ご了承賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

これより質疑を行います。

11番、谷口議員。

1つ伺いたしたいんですが、宿泊料が今回それぞれ200円あるいは1,000円引き下げになるのではないかなと思うんですけども、議員の場合ね。それから、一般職員と教職員の場合はさらにまた変わってきているわけですが、今回この宿泊費が改正された主な理由は、どういうところからきているんでしょうか。

総務課長。

お答え申し上げます。

今回の旅費の改定に当たりましては、今日のホテルの状況、宿泊の状況あるいは鉄道、JR料金の状況であるとか、こういったことの今日における状況を見据えまして、全般的な見直しをさせていただきました。そして中で宿泊料の関係につきまして、実態からいたしますと、現在は役職の中での3段階での位置づけがされている。しかしながら、現実に例えば一緒に行った場合、あるいはそれぞれ行った場合についても、そう大きな、1つには宿泊ホテルの選定において大きな差異が生じないということがございます。そういった実態から考えますと、宿泊料については定額、同一にした方がいいであろう。それでできるであろう、こういう考えの中から宿泊料の一本化を図らせていただいたということが1点でございます。それから、宿泊料金につきましては、現在の一般職員の額を基準に引き下げをさせていただいているわけでございますけれども、この額につきましても、道内でいきますと特にやはり札幌市へ出ていく機会というのが非常に多いわけでございますけれども、こういった札幌市におきますホテルの状況、料金の状況、こういった部分を考えあわせながら宿泊料のもととなっているホテル代、それから夕食代、それから宿泊に伴う諸雑費、こういったような部分も考慮させていただきながら1万2,000円の額、これが道内であれば適当であろうと。それから道外につきましても1万5,000円、これが適当であろうと、こういうような判断のもとに改定を図らせていただきたい

という内容のものでございます。

議 長

11番、谷口議員。

1 1 番

今回この4項を改正の案が示されているんですが、結果的には簡単に言えば今まで余計支払っていたということに単純に言えばなるんではなるかなと、私自身、道内視察、道外視察含めて何回かそういう旅行をさせていただいているんですけども、そうする度に非常に矛盾を感じるわけです。宿泊費については、結果的にはこれをはるかに下回る額で宿泊できる状況に今現在はあるわけですよ。そういう中でこれについて実費支給をやはりきちんと改正すべきではないのかということを書いてきているわけですけども、これらについてなかなかそういう方向になっていかない。それから、そういうことを訴えていながら今まで何年もこれが放置されてきているということになると、やはり町民の理解を得られないのではないのかなと。我々町議会議員やあるいは町職員が一種の特権階級的な扱いを受けていいのだろうかというふうに私は非常に疑問を持つんですけども、その辺についてはどのように考えているか、お伺いをいたします。

議 長

総務課長。

総務課長

宿泊料に関するご質問でございます。

宿泊料だけにとらわれませんが、現在の旅費の制度、厚岸町の関係でございますけれども、これにつきましては国家公務員の関係、あるいは他町村でも多くとられている制度を準用させていただいているんですが、旅費の計算に当たりましては、いわゆる実費で賄う部分とそれから定額で行う部分というような形がとられております。基本的な考え方から申しますと、旅費につきましては、建前は実費弁償ということが間接的に表現がされてございますけれども、これはあくまでも性格論であるというような解釈もされてございまして、純粋な意味での実費弁償とはなっていないというのが実態でございます。旅費の多くの種目がいわゆる定額支給方式となつてございまして、与えられた定額の範囲の中で旅費を旅行者の判断の中で支払っていただきたいということでございます。

それで、現実的に宿泊先のホテルを選定するという行為につきましては、これはそれぞれ旅行者の判断の中で行っていただいております。例えば、その場合の選択の考え方なんです、ホテルを先ほども言いましたように宿泊料というのは宿代と、いわゆるホテル代の素泊まりの料金にかかりプラス朝食代、それから夕食代、その



ほか宿泊に伴う諸雑費に表現いたしておりますけれども、宿泊に伴うもろもろの経費を含めて宿泊料というような形をとってございます。

そういった中で、ホテルにウエートを置いて泊まって食事を軽くするのか、あるいはホテルのウエート、安いホテルを選んで食事のウエートを高くするのか。こういうような選択肢もあろうかと思えます。こういった部分についてはそれぞれ考え方で現在定額の中でやってきているわけでございますけれども、これをすべていわゆる実費で行うというような形になりますと、非常にそのいわゆる証明するものをまず取らなければならないという部分がございまして、そういった問題。それから現実的に、では、そうやって支払ったものが果たして適正なのかどうかというような判断、これは非常に困難さが伴うというふうに考えてございます。

こういうようなもろもろの関係がございまして、そういった精算に伴う事務手数、こういったことから考えますと、やはり現状の中でおおむねこれが適当だと、妥当だと思われるような定額をもって、あとは旅行者の判断の中でその定額の範囲で賄っていただくというようにいわゆる定額方式。これは多くの自治体でとられているわけでございますけれども、こうした取り扱いをすることが現実的にはそういう事務の権限あるいは確認、こういったような部分から考えましても適当であろうというように考え方の中で現在定額の形で提案をさせていただいたということでございます。

なお、この旅費の支給につきましては、あくまでも条例の中で規定の中で定めるということでございまして、今まで改定前に支給していた旅費、これも条例規定に基づき適正に支給がされていたというような判断をいたしておりますけれども、なお、当然今回の改定に当たりまして、こういった実態の現状をとらえながら引き下げの改定を図らせていただき、新年度から適用をさせていただきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

11番、谷口議員。

今、課長から説明を受けて非常に私自身、矛盾を感じちゃいますよ。どうしてかという、その嗜好品がいろいろありますから、その中でどういう食事の仕方をするか、そういうことはそれぞれ旅行者の個人個人の判断だと思うんですけども、すべての人たちが同じ考えではないし、それから多くの人に納得してもらえる、そういうものでなければならないと思うんですよ。私もこの問題が出てからちよっ

議 長  
1 1 番

と調べてみたんですけれども、その本州のある県では、宿泊費のほかに食卓料なんていうのがあって、3,000円だとか3,500円ついているところがあるんですよ。そういうことを考えると、厚岸町の場合はまだいいのかなというふうに思うんですけれども、例えば夜外食をするから、それをこの中でみてほしいんだというお話なんですけれども、一般的に宿泊料というのは我々が考えれば夕食と朝食ではないのかなと、そしてそれもこの範囲の中でできるもの、宿泊料の中で含まれてセットで幾らかというのが当たり前の考えではないのかな。それが外食するから膨らんだときにもこの中でやってほしいんだという考え方というのは、この中に考えるというのはちょっと納得いかないのではないかな。それは、その中で旅行されている方々がそれで自前でやるのであって、そういう外食をして3,000円かかった、5,000円かかったそういうものがこの中に含まれるようなそういう言い方は、私はとてもじゃないけれども納得できないし、宿泊費の中に私は当然ホテル代ならホテル代の中に含まれているものでなければ私はとても納得できない。そういうやはり透明性をきちんとしていくためには、私は実費で行くのが当たり前ではないのかなと。今いろいろ言われていますけれども、多くはだんだんこれ今実費支給になっているのではないのかと。そういう立場でもう一度考えていただきたいんですがいかがでしょうか。

議長  
総務課長

総務課長。

お答え申し上げたいと思います。

先ほど申し上げました、いわゆる夕食の部分でございましてけれども、私は宿泊料というのはホテル代、ホテルに実際に寝泊まりする素泊まりの部分ですね、それから朝、夕、これの食事代、それからそれに伴う、例えばいろいろなケースがあると思いますけれども、ホテルによっては例えばシャンプー1つ買わなきゃならないとか、こういうような諸雑費、宿泊費に伴う諸雑費、こういったものを加えて現在宿泊料という定額の位置づけにいたしてございます。そういった中で選択によってやはりそれぞれ金額が変わってくる、実費額が変わってくるということを申し上げさせていただいたところでございます。実費方式とした場合につきましては、やはりこういう現在旅行者の個々の選択によって、かかる実費ということも差異が当然生じてまいります。例えば上限を定めたにしても、その範囲内で差異が生じるということが生じてくると思いますけれども、果たしてそれが適切な執行がされた領収証な

のかどうかというような判断は非常に難しいであろうと、このように考えております。

したがって、そういった適切な判断の困難、あるいはそういう旅行者、それから経理担当者の事務手数等を考えますと、やはり実態として個々ででき得る、適当だという定額の中でホテルを選択し、それぞれの朝、夕の食事等をとっていただいて、宿泊の経費に充てていただきたい。このような考え方でいくことがやはり合理的ではないか、こういうような考え方の中から定額とさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

他にありませんか。

10番、室崎議員。

10番 旅費の問題を考えるに当たりまして、今、谷口議員の質問に答える中で旅費の性質というものは実費という建前だと、それは単なる性質論であってそんなもんは取るに足らんというような言い方をしていたんだけど、それは厚岸町の旅費の制度が実費とは言えないような状態になっているということの話じゃないんですか。旅費法からずっとみてきて、基本的には実費と、ただいろいろな諸般の事情があって定額制度などをとってはいるけれども、それはどこまでも実費といえる範囲で事務の簡素化とかいろんなこと、あんなたちの方で議員協議会のと看資料出していましたよね。そういうようなことがあるから定額制をとって、純然たる実費でなくなっているだけであって、実費であるということをお否定しているものではないというふうには私は理解していたんだけど、あなたは根本的にそんなものは取るに足らんとおっしゃるんですか。その点をまずきちんとおっしゃっていただきたい。

その上で、町長は、町政執行方針の中で、現在財源不足も一気に加速してきている。歳出構造のさらなる改革が必要だ。そして、いろいろな民間の経営感覚や町民の英知を取り入れた行政執行が必要だ。そのためにも、行政組織体制を効果的にしていかなきゃなんないし、町職員の意識改革や資質の向上も急がれるんだということをお町政執行方針の冒頭においておっしゃっています。その立場から今お聞きするわけですが、実際に職員の出張、今回は1条と5条が中心になりますね、改正条例。これで、札幌に行く場合が非常に多いんですよね。

それで、あなたたちも出してくださった資料でも道内出張先のほとんどを占める札幌市内のホテル代をみるとお言って、超豪華なところから安いところまで一覧表

にして挙げているわけですよ。確かに1万4,000円以上というようなところもあるでしょう、それは天井見りゃ切りもないでしょうね。スイートルームなんてのもあるよ。しかし、よく職員が使われると聞いている道庁の前にKKRという非常に標準的なホテルがあるようですが、そういう皆さんがお使いになるところ、現実にごどのくらいか押さえていますか。それから、皆がそうでなくてもいいんですけども、こういうところがある、結構使われていていいホテルだというようなものは、一泊あるいは一食どれくらいで泊まれるんですか。それから、今この往復のJRと宿泊をあわせた制度がございますね。これによると非常に安くなるんですよ。こういうものを使った時と、それから今の定額制でいったら、どれくらい差額が出ますか。こういう点については全部調べてあると思いますので、お聞かせいただきたいです。

それから、ここにパック料金のこともあなたたちから出た資料に書いてるんだな。パック料金の設定にはJR料金よりホテル料金双方の割引により成り立ち、内容が不明確であると。また、料金の設定にも大きな幅があることからして、個々の選択による実費支給を行うことは平等の原則からかけ離れることになる、こういうふう言っているわけですね。だから、あまり高いところを使うやつもいれば、安いところに泊まろうとするときにどっちも実費ですよって払ったら平等に反すると、こういう言い方なんですよ。そういうことについての指導だとか基準だとかをつくることすらできないんですか。

私は3月の議会でこの問題を取り上げた。一年間あなたたちは検討してきた。その結果がこの問いというものは困難だからできないと、それで終わる程度にしか検討してなかったんですか。決め方ですからいろんな方法があると思うんですよ。それから今もう時間だからすぐやめますけれども、定額の方がいいんだってこことここにいるいろいろ書いてます。これは、旅費法に関する本によく書かれているものをいろいろ抜粋して継ぎ足したような文章なんだけれども、その中で証拠方式というのは換算だと。旅行や経理事務担当の手数を増加する。先ほどもおっしゃいましたね。それから、それが果たして適正な領収書だったかどうかわからない。これ、適正でない領収書あるいは偽物の領収書を持ってきてとろうとしたら、横領ですね。これ、厚岸町職員、横領する種族だと考えているんですか。

これは議会議員の報酬に関する変更条例でもあるんですよ。議員もそういう輩だ

と考えているんですか。きちんとお答えいただきたい。

それで、この基本的に実費であるという考えのもとに立ってお聞きしているわけですが、もともと公費ですからね。それを使ったときの領収書をつけるということが旅行者にとって負担だという議論が、どこから出てくるのか。公費を使った場合に領収書をつけるのは当たり前なことじゃないですか。その点についてもお答えをいただきたいんです。

それで、100歩譲って今、宿泊金が1万2,000円だと、それから往復の切符を、R切符とかっていう割引切符にするということで、実費に近づける努力をしているんだということを認めたとしても、場合によっては、事例によっては、大きく差が出る場合があるわけですね。現実に使われたお金と。ということについて、町民に説明して皆さんが納得する時代だとお考えですか。町長のこの町政執行方針に見られるこの基本的考えにぴったり合致する発想だとお考えですか。その点についてお聞かせいただきたいわけです。

昼食のため休憩いたします。

答弁は午後から。

休憩時刻 12時03分

本会議を再開いたします。

再開時刻 13時00分

午前に引き続き室崎議員の答弁を行います。

総務課長。

ご質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、最初に実費弁償につきまして性格論であるというふうに申し上げましたのは、現行制度の中では国初め各自治体が取られているというのは、すべての旅費項目を証拠方式としていないという実態にあるわけでございまして、そういう中で、ものによって定額として支給する方式が取られているという現状の中から、そのような解釈もされているというふうに申し上げたところでございます。旅費の建前につきましては、やはり実費弁償であるという考えは否定するものではございませんし、そのように考えてございますのでご理解を願いたいと存じます。

それから、現実どこに泊まっているかというようなことでございますけれども、これまで個々の選択によって行われてございまして、把握した資料につきましては持ち合わせてございません。しかしながら、一般的なホテルプランとしての料金関

係について申し上げますと、時期によって変動がございますけれども、札幌市内の場合、年平均でランクは非常にたくさんございます。ちょっと申し上げたいと思いますけれども、高い方で言いますと1万3,000円以上というのが1ホテル、1万円から1万2,000円が8ホテル、9,000円から1万円というのが13ホテル、8,000円から9,000円が7ホテル、7,000円から8,000円というのも7ホテル、7,000円未満というのが大体10ホテルというような状況でございますけれども、職員が多く利用しているランクというのはおおむね8,000円程度、まあ7,000円から9,000円程度の範囲内においてのホテルを利用しているというふうに推定をいたしてございます。

それから、JRパックの関係でございますけれども、いわゆる一泊ホテル付き列車の往復料金という形でございます。これにつきましては、これもホテルによってランクがいろいろございます。ただ、見ますと大体年平均の料金といたしましては2万2,000円から2万3,000円というところが札幌市内の場合多くあるというふうな状況でございます。対しまして、現在旅費でございますけれども、JR料金それに現在の定額宿泊料、これを合わせたものにつきましては、R切符を利用した鉄道運賃ということで計算いたしますと、2万7,800円から2万8,400円。これ時期によって違いますので、2万8,000円前後という支給額になってございます。そのような状況でございます。

それから証拠方式の領収書の適正かどうかの判断の件につきまして、答弁内容に誤解を招いたようでございますけれども、決して虚偽の領収書を得るようなことを想定して申し上げたものでなく、一般的な考え方としてそれぞれの選択が、別に判断することが難しいというようなことの趣旨で申し上げましたのでご理解を賜りたいと思います。

旅費の基本的な考え方、先ほども申しましたけれども、実費弁償であるとの考えはそのとおりと理解してございます。ただ、宿泊料の定額につきましても、旅行の実態から見て標準的に見た上で実費に相当する金額であるとして定めているものでございますので、ご理解をお願いいたしたいと存じます。

議長  
10番

10番、室崎議員。

どうもお昼、間が空いてしまうとなんか空気が抜けたようで、なかなか質問しづらいですけれどね。

いろいろお聞きしましたが、基本的なところの考え方が違うのでどうもなかなかすれ違いの質問と答弁になるようで、それは仕方がないと言えば仕方がないんですが、最も根本的なところについては何も答えられていない。町政執行方針の考え方にのっかってこれを考えたらどういうふうになるんだというようなことは答えようがないんでしょうね。それで、あなたの方で何もつかんでいないと言うんなら私の方で言いますが、例えば道庁の前にある非常に立派なホテルでKKRホテル札幌というのがありますが、ここでは現在 3,800円で一泊朝食付きですわ。そういうのまであります。これは非常に安いを探しているということですからね。高い方は3万、5万ありますからね。あるいは、この列車プラスホテルのバック札幌スペシャルなんてのが今、非常に駅でもって出してますよね。こういうのを見ると連泊してもう一泊したときには幾らになるかというようなのが出てますが、それ一つの基準になるかと思うんですが、これは議会で前に札幌に行ったときに利用している駅前のホテルですが、そこでも 6,400円とかね。こういう値段が出てますよ。それで、あなたの方がいろいろなものを調べて一番高いのから一番低いのまでかき混ぜて平均を出して、それに 2,500円か 3,000円の夕食を足すと1万 2,000円くらいになると、だから大したものじゃないんだと。そんなばかみたいに定額だといって根拠もなくどんとお金をつくっているんじゃないんですよということをしきりにおっしゃる。それは分かる。ただ、町民の間では、「なに、宿泊料として晩ご飯ついて1万 4,000円なり1万 2,000円なりになるのか。だけど、現実にはこうやって泊まれるところあるぞ。悪いところでも何でもない。すきま風がびゅうびゅう入ってきて風邪引くようなところでもなければ、立派なホテルだ。どうなっているんだ」というような形で見るわけですよ。結局、透明性という問題なんです。そうするとそんなことどうしているんだと。あるいは、今この条例が通ったとして1万 2,000円になった。そうするとちょうど時期もすいていたし、そういうことにはなかなかよく目が効くから例えば 3,000円で泊まった。その人は 9,000円の晩飯食うことは許される。ある時期に出張命令受けて行ったら非常に込んでいた。1万円くらいのところしかなかった。辛うじて晩御飯との間でもって定額すれすれ、あるいは下手をすると超えてしまうようなところでもって泊まった。いろいろ出てくるでしょう。しかし、町民はそういう中の細かなところまでは見れません。したがって、いろいろ聞くところのこういう事例があるというものと比べながらどうなっているんだと。

「やはりこれは特権かいな」というような目で見てしまうのではないですか。その透明性をどう確保するのかという問題なんです。

今のバックにしても、あなたたちは技術的に困難だと言って一言で片づけているけれども、それは旅費と宿泊費を完全に分離してその壁を絶対に動かさないということ的前提にしているから技術的に困難だと言っているだけであって、技術の問題じゃないですか。そういう検討までしているのかどうか。それから、現に実費支給、あるいは現物支給といって切符を支給しているような町もあるというような話は、かつてマスコミに載ったこともございますが、そういうところで現実に行われているものがうまく行っているのかいないのかを含めて調査してますか。そういうことについては先ほどもちらっとお聞きしたんですけども、お答えないですね。

それともう一つ、透明性の問題ともう一つ言います。それは平等性ということですよ。先ほども言ったように、何か定額にすることが平等なんだというふうにおっしゃってますけれども、その個人の能力によってそれぞれ安いところに泊まるのは能力だと、あるいは差額を生み出すことができるのは能力だというのならば、ある意味、平等ということが 100歩譲って言えるかもしれないけれども、これは出た時期やいろんな諸条件によって高いところもあれば、安いところ取れることもあるわけですよ。それで趣味の旅行じゃありませんから、これは、業務ですから、そういうことについての選択の余地はないですね。そのときに大きく差額というよりは夕食代の分でしょうね。それが出てくるような形でできる人とできない人がいることが平等なんですか。その点についてもお答えをいただきたい。

議長  
総務課長

総務課長。

お答え申し上げたいと思います。

1つには透明性の確保、平等性という部分でのご質問、まずお答え申し上げたいと思いますけれども、私どもの考え方といたしましては、この透明性という部分についてはどう確保するのかという部分についても非常に大きな問題であるというふうにも考えます。ただ、先ほどから申してまいりましたように、この宿泊料の考え方の中に実費方式、定額方式あるわけでございますけれども、1つにはこういう実態の中、現状の中で、それぞれの選択が確かに選択肢があるわけですが、こういった中で庁舎の中でこれが適当だという、標準的に適当であろうという額をもって定額として定める内容のものでございまして、これがいわゆる実費といいましようか、定



額をもって実費相当分という形で申し上げましたけれども、そのような考え方で示させていただいているところでございます。

そういう意味からいきますと、こういったその範囲の中で旅行を行ってほしいという形を出しているわけでございますので、そういう中でのいわゆる考え方といたしますと透明、あるいは平等性という部分が出てくるのかなと、このように考えてございます。

それから現実的にいわゆる定額方式から実費方式に改めて行っているという部類の町村、実は私もちょっと調べさせていただいたんですが、ちょっと道内にあるかどうかという部分については道庁等においてもつかんでおらず、把握ができませんでした。ただ、インターネット等々で見た情報によりますと、例えば九州の方であるとか、そういうような地方自治体によってはすでに実費方式に変えているという部分も見えてあるというふうには思っておりますけれども、まことに申しわけありませんけれども、その中身の運用まではちょっと私どもの方で確認してございませんでしたので、ご容赦のほどよろしくお願いいたしたいと思っております。

10番、室崎議員。

3回目ですよ。簡単にやりますから。

どこまでもこの方式がいいんだということ前提にしての答弁と、これには問題があるんじゃないかということ前提にしている質問ですから、かみ合わないのが当然なんですよ。それはわかっています。ただ、役場の中で仕事をしているお互いが隣の席に向かって、どうだろう、うん、これでいいんじゃないかという話が、町民に向かって通じるのかということなんですよ。私が聞いているのは、その一点に帰着するんです。今はもうそういう時代じゃないんじゃないのかなというのが私の偽らざる心境です。したがって町長の言う民間の考え方を導入したり、あるいは町民の町職員の意識改革や資質の向上をどんどん図っていかなくてはならないというこれに反するものではないのかなという考え方なんですよ。

それで、何遍も同じことは申し上げませんが、今言う行政財政の改革、それから町民の意識というものから見てどうなのかという点についても全く問題ないと、そのようにお考えなんでしょうか。

町長。

このたびご提案をいたしております旅費の引き下げについては、標準的な実費を

議長  
10番

議長  
町長

基礎としておるわけであります。私といたしましては、厚岸町のみならず、課長からもご答弁ありましたとおり、他の自治体においても国の制度を運用いたし、定額方式をとっておるわけであります。私といたしましては、定額方式の旅費をもって支給いたしたいということでご提案をいたしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議 長 他にありませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し本案は……

(「討論あり」の声あり)

議 長 それでは、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、室崎議員。

10 番 本改正条例案は、ことしの3月の議会でも議論になった問題について一年間検討をし、その成果を出されたものと考えております。ただ、この内容につきましては、一言で言うと「お茶を濁す」という言葉がこれくらい適当なものはちょっとないだろうというふうに思っております。町長は今回の町政執行方針でも財源不足も一気に加速してきているし、歳出構造のさらなる改革も必要だし、また町民のいわゆる民間の経営感覚、そういうものをどんどん取り入れた行政を行わなければならないし、そういう意味において、職員の意識改革や資質の向上も急がれるとおっしゃっています。そのような観点に立つとき、このような旧態依然たる旅費の考え方は非常に合わないものだと、そのように思っております。

またこの一年間、この旅費の体系をずっと検討なさっていた割りには何も大枠が変わっていない。幾らでも証拠方式や定額方式を細かく組み合わせることで納得を得る方法も立法技術としては十分可能であったと思われまして、その意味において、本件については非常に後ろ向きのものの見方であると思われまして。

あまつさえ、先の議員協議会で配られました旅費額算定にかかる考え方という文章を見ますと、証拠方式というのは制度を乱用する弊害もあるし、旅行者や経理担当事務の手数を増加させて使いものにならないんだ、定額方式がどこまでもいいん

だという明治以来、我が国が行っているこの方式ほどいいものはないというような書き方をしていることは、厚岸町が他の自治体に先駆けて改革を行おうという意気込みが、全くここには出てこない。そういう意味において、非常に私はこれを是とすることはできません。したがって反対いたします。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

(なし)

議長 他に討論ありませんか。

(なし)

議長 以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12、議案第42号 厚岸町カキ種苗センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水産課長。

水産課長 ただいま上程をいただきました議案第42号 厚岸町カキ種苗センター条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明させていただきます。

厚岸町カキ種苗センターでは種苗の生産に必要な餌料用の微小藻類、いわゆる植物プランクトンを生産し使用いたしておりますが、その生産技術は 500リットル培養システムで効率の高い培養法を確立しまして、培養期間の短縮に成功いたすとともに、また、培養の安定生産を行っている現状で、全国的にも高い水準にあると言われておるところでございます。したがって、施設設置目的の範囲内で餌料生産技術の有効活用をし、日産6トンの生産のうち自家消費分以外の2トン相当分を他の水産種苗生産施設に水産餌料用微小藻類を販売するため、本条例の一部を改正

しようとするものでございます。

お手元に配付をさせていただいております議案第42号説明資料、厚岸町カキ種苗センター条例の一部を改正する条例新旧対照表によりまして、改正の内容をご説明申し上げます。

条例第3条第3号の次に、第4号といたしまして、水産餌料用微小藻類の生産及び販売に関することを新たに加えるものでございます。さらに、同条第4号を第5号とし、号番号を変更するものでございます。

議案書の52ページにお戻りをいただきたいと存じます。

附則といたしまして、この条例は平成15年4月1日から施行しようとする内容でございます。

以上、簡単なお説明でございますが、ご審議の上ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長           これより質疑を行います。

16番、音喜多議員。

16 番           この水産餌料用微小藻類という、いわゆるプランクトンということですが、主に今、我が町でやっておりますシングルのカキに使われているわけですが、カキ種苗センター以外に販売するというのを、今ちょっとお話されていますが、いわゆるその使い道というか、例えばウニとか他の藻類に応用しての販売ということになるのか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

議 長           水産課長。

水産課長       ただいまのご質問でございますが、この水産用の餌料微小藻類でございますが、ウニの種苗生産施設、全道に22箇所のウニの種苗生産施設がございますが、現在私も考えておりますのは、過般試験的に、利尻のウニ種苗センターの方で急遽種苗が不足いたしまして、厚岸の方に紹介をいただき、試験用ということで実験用ということで若干提供をいたしてございまして、それらの実証といいますか、効果等も現実に確かめてもおります。さらに、北海道の栽培漁業公社、いわゆる北海道水産種苗、鹿部にありますウニの種苗センターですね、そういったところに販売をいたしたいなということで、実際にどういうものでしょうかというご紹介等も現実にお話として承っておりますし、過日独立行政法人の水産総合研究センター養殖研究所、これは三重県にある研究所でございますが、ここの担当者もお見えになりまして、

厚岸のこの餌料と申しますか、素晴らしい内容のものであるといったことで、今後の販売等について期待を寄せられて帰っておりましたけれども、現在考えておりますのは私どもそういった形で要望があれば提供をいたしていきたいというふうに考えております。

なお、日産最大で6トンの餌料の生産能力がありますが、実際カキの種苗にはそのうち4トンほど、日産ですね、使っておりますので、その余力分2トンのうち仮に1トンこれを1,000リッターですから、これを濃縮をかけて15リッターパックが2個程度で、月二十日にしますと40個程度のものが能力的にはご提供できるのかなと。15リッター1パック単価でございますが、今考えておりますのは3万円ということで単価を考えてございます。ちなみに、日精製油、本州の企業ですが、ここでは10リッターで2万5,000円、ヤマハでは同じく2万5,000円、三重県にございます田崎真珠、ここでは1リットル2万円という単価設定。私ども15リッターで3万円ということで設定しておりますし、それぞれ供給、要望があれば販売をいたしていきたいなと思っておりますし、ご承認がいただければ私どもの町のホームページ等に掲載をいたしまして、全国の大学さらにはそういう種苗の施設等、PRと言いますかそういった形をとればなど、こんなふうにも考えてございます。

議長 16番、音喜多議員。

16番 素人的発想なんですけど、今お聞きしますと、他の企業というか研究所的なところも同じような形、種類は違うんでしょうけれども、やっぴらっしゃるのかなと。当初こういうその話を聞かなければ、例えば大げさな話で言えば特許が取れなかったのかとか、あるいはそういう実用新案と言うんですか、そういったものをもって大々的と言うか、先ほどのきのこじゃないですけども、地元のカキ種苗に供してなおかつその余力をそういう形で向けていくという形になるだろうというふうに思っていたんですけども、今お聞きしますと、なかなか技術的にも高い評価を得ているというお話のようですので、ぜひそれを続けてというか成功させて、よりいいものをつくっていただければなというふうに思いまして質問を終わらせていただきます。

議長 水産課長。

水産課長 特許等のお話も内部的にはいろいろ検討もいたしておりますけれども、実際にそういう形で特許等の取得等の関係まではちょっと困難なのかなといったことで、

現実的に全国的には種苗生産をいろんな甲殻類等も含めてしている施設では、この餌料生産が思うようにとといいますか、完璧になかなかでき得ないというのが実態だそうでございます。私ども、このカキの種苗センターでこの餌料がシステムが確立されて、潤沢に生産をできておるということで。他ではその種苗生産に重きを入れて餌料の方にはなかなか、予算的なものもございまして合理化等、人員整理等、削減をして、よそから餌料を買って種苗生産につなげると、そういった一つの方向があるようにいろいろお話を伺っております。私どもとしましては、現在あるものを有効活用できるものであれば有効活用させていただきまして、その餌料の供給等に販売等に申し込み等があればしていきたいなど。

なお、この施設が沿岸構造改善事業で補助が入っておるものですから、カキ種苗生産が本来の目的ということで附帯的に餌料が生産されておるわけですがけれども、これの有効利用届といったことで北海道の方にもその届け出を出して、協議が調っているところでございます。

議 長  
10 番

10番、室崎議員。

これ、先のしいたけの時と同じような構造があるわけですがけれども、販売を行うわけですから販売事業を行うわけですね。したがって、どの程度の利潤を出そうとしているのか、それについての営業計画書のようなものがありましたら出していきたいんです。

それから、一部改正新旧対照表、見ておったんですが、設置目的から言いますと、これは町内の漁家の支援のためにつくった施設ですよ。自分がそこでもってこしらえたものを売って、そしていわゆる利潤を上げようとするのを、当初目的にはしておりませんわね。その意味で、根本的な目的の変更を伴うものだというふうに考えられるんですよ。これは何のためにそれを行うのかということです。今のお話、さっきの議論を聞いているという、おっしゃるとおりだと思います。他にはない非常に高い技術を持ってますからね。それを有効に利用してということだというふうに思われます。そういうふうに推測されます。ということは、十分そこで利潤を上げなければ有効利用になりませんよね。経費ばかりかかって足を引っ張ったんでは有効利用でないですからね。その点についてきちんとした説明をしてください。それが1点です。

それから、町長の町政執行方針の中にもこれが書かれておりまして、そこでは、

カキ種苗センターでは餌料の生産を行っておりますが、民間業者との共同研究により餌料の濃縮技術と冷凍保存方法を云々というふうに書いてます。この厚岸町のカキ種苗センターの植物性プランクトンを実に、高レベルの技術で養殖をする技術というのは、一人厚岸町がすべてをやって開発した技術ではありませんね。共同研究ですね。知的所有権の問題を含めて、これを販売することに当たって、法律的な問題はないというふうに思うんですが、その点はどのような部分についてどのような検討をしておりますか。

それで、これが販売になってから、いろいろな問題が噴き出したんでは、これは大変なことになりますので、その点については厚岸町には顧問弁護士もおりますし、十分に検討していると思うので、これはこういうふうに検討してこういう部分についてもこうクリアしたから何ともないんだということを具体的に説明をして、我々を納得させていただきたいんです。この2点について。

水産課長。

ただいまのご質問でございますが、その利益と言いますか、その販売の計画等についてどうなっているのかというご質問かと思いますが、私どもこの種苗の販売するに当たりまして、単価の設定等につきましてはそれぞれ人件費、電気料、水道料、消耗品等合わせまして、2万9,401円という単価を算出したしまして、15リッター1パックで3万円と、こういう単価設定をしたところでございます。

販売の個数等につきましては、現在考えておりますのは10パックを予定を当初ではいたしておるところでございます。

この販売が条例の設置目的からするとどうなんだろうというご質問でございますが、確かに種苗を生産するのが第一でございまして、種苗を生産するためにはえさがいるということで、このえさの餌料の生産につきましても、この濃縮技術、さらには冷蔵保存と、こういった内容等につきましては、一厚岸町だけじゃなくて、共同研究いたしておりますヤンマーとの共同研究によりまして、その濃縮技術を開発し、さらには、それを冷凍保存することによって、その種苗の成長促進効果があると、こういったことで実施をしておるところでございます。

それから、ヤンマーとの共同開発ということで、この餌料を販売するに当たりまして、その所有権等の関係でどのように検討されたのかと……。

(「所有権じゃないの」の声あり)

議長  
水産課長

水産課長

内容でございますけれども、その所有権等について担当の私どもの方としては、検討を加えてございません。

議 長

10番、室崎議員。

10番

まず最初の単価設定ですが、そうするといわゆる実費なんだ。実費計算をして2万9,401円というのを出して、それでもって切り上げて3万円で売るということですね。

実費で販売した場合には、売れば売ほど赤字になるってのが世の常ですけれども、そういうことはないんでしょうね。実費の他には経費がかかりますよ。販売をするということは、そういう点について何にも考えていないというのは非常に恐ろしいんじゃないかと思いますが、これいかがでしょうか。それが1点目です。

それから、今所有権については本当に何も考えてないとおっしゃったのが、そうだと思います。だって、知的所有権という言葉すら知らないんだから。私は知的所有権やその他もろもろの法的な問題についてって聞いたら、あなたは所有権についてっておっしゃった。知的所有権と所有権は全く違うものですよ。そうすると、法的な問題については一切放置のまま、この事業を進めるんです。後日何が出て、これは何が出てくるかわからないんです。そういう形での事業というのが進められますか。

それから、カキ種苗センターのこの餌料をつくる技術、これについては私も何べんもあそこを見学させていただいて、いろいろ係長さんなんかにも説明を受けまして、これは見事なものだということで本当に感心してますし、敬服しております。そういうレベルに比べて、今の話はあまりにも低すぎる。今、こういう非常に最先端を走る技術です。特にこの植物プランクトンを生成し濃縮し、そして他に運ぶことができる、あるいはいろいろなこういう種苗のえさとして使うことができるプランクトンを、それもこっちの思いのままにつくることができるという技術は、そしてこれだけ大規模なものは恐らく厚岸だけだと言ってもいいくらいの、本当にすごい技術だと思うんです。だけに、下手をすると共同研究をしているこれが、別の角度から見ると知的所有権の固まりだということも考えられるんです。自分のところで使っている分には法的な問題は恐らく出てこないとは思いますが、これを他に販売する。しかもインターネットを使って広告する。そういう段階になったときに、自分のところで使っていたり、あるいは他の研究所がちょっと一部すまんけれども、



試験用に使わせてくれないかと言ってほんのつかみ差し上げるといようなものとは全くレベルの違う世界に入って行くわけです。そのことについて何ら検討していないということになったら、これ恐ろしくて進められませんよ。どういうふうにお考えですか。

議 長  
町 長  
議 長

町長。

答弁調査のため時間おかりしたいと思いますが。

暫時休憩いたします。

休憩時刻 13時44分

議 長

再開いたします。

再開時刻 13時59分

所長、答弁できるんだべ。

カキセンター所長。

カキセンター  
所 長

大変貴重な時間を費やしまして、大変申しわけございません。

私の方から1点目の収支の関係ですけれども、私どもとしましては現在のカキ種苗生産に伴う余力として、この餌料、えさの販売を考えておりまして、単価の設定に当たりましては、人件費とか消耗品ですとか光熱水費をみておりますが、これは餌料を売らなくても発生するものでございまして、ですから利益を追求するという発想はなかったんではございますけれども、結果的に15年度についてはほとんど、それ以降は初期投資というか、特に15年度では分離膜とか資材代等発生しますが、それを回収できれば販売個数がふえればそれだけ収入もあるようにはなるんではないかというふうに考えます。

それにつきましては、あくまでも施設の運営維持経費に回していかれたからと考えております。あくまでも、先ほども課長の方から答弁いたしました、施設に当たっては補助を受けておりますので、その辺、設置目的を逸脱しないかということを十分北海道とも相談しまして、それはカキ種苗生産の過程で生じるえさの余力を使って、他の道内あるいは国内、他の水産種苗施設にもそういった需要があつて、そこに提供するというのであれば非常にいいことでもあるし、あくまでも目的の範囲内の利用ですというご理解もいただいております。

次、2点目の知的所有権の関係ですが、ヤンマーとの共同研究につきましては、そもそも施設、飼料を生産できるライン、施設そのものがヤンマーの技術にプラスセンターの職員の知恵を投入しまして、全国で初めてあういう施設ができた。そ

こから出発しておりまして、それから先は共同研究になりますが、今回の餌料そのものにつきましては、売る商品としましての餌料につきましては、カキセンターのオリジナルでございます。それで、私どもから課長に対してのちょっと説明不足でございまして、検討していなかったということを申し上げましたが、実際全然検討していなかったわけではございませんで、知的所有権部分でも検討いたしましたが、まずその特許を取る、特許に実用新案、どこまでの技術範囲が必要なのか、あるいは出願料、特許料もろもろの経費がございまして、その経費をかけてまで特許なりそれを出すことがどうなのか。また、出願したはいいけれども、特許登録にならないという場合もございまして。出願料だけで2万1,000円、初年度で十何万の経費がかかりまして、それをかけて実は登録されなかったということになっては大変だということでございます。

出願から登録までは非常に長い、1年、2年とかかるものですから、道内である程度需要があるということ、4月1日から条例改正お許しいただきまして販売をしたいということもございまして、今回こういった形になったわけでございます。

それで、知的所有権の争いになった場合という、ただ公知の事実ということがありますと、特許なりの新規性、新しさが失われるというアドバイスをいただいて、これは北海道のそういった機関のご相談をしたところ、ですから私どもで売ってしまうとそれは公知の事実になってしまうので新規性を失うということで、そういった部分はクリアされるではないかという判断をしております。以上でございます。

議 長  
10 番

10番、室崎議員。

何か心もとない答弁ですね。ちゃんとしているのかなと思ったら、最後にきてがたんと崩れましたね。

あなたたちはあなたたちなりに検討して行ける、法的にも問題ないとそういうふうに考えたということですから、それを思っよしといたしますが、専門家の目による分析はしていないということですね。それが今最後に、公知の事実の解釈で、甚だ何か不思議なことをおっしゃったんですけども、公知に事実というのは、いろんなノウハウについて論文やその他によって発表されてしまった場合、そういうことを他の人もみんな知っているわけだから、それについてこれは私のやったことなんだと言ってできないというのが基本ですよ。あなたが今こしらえたものをよそに売ったら、それで公知の事実になったというようなものだったら、人の発明した

ものをどんどん売ればそれでもうその人は、売られた人は特許取れなくなるわけですから。そういう解釈にはならないと思いますよ。それとも、それは道の担当官がそういうふうに言ったんですか。あなたの考えなんですか。その辺り明確にしてください。

そして、これは私の方から質問というか助言というか、厚岸町には顧問弁護士もいるんですから、こういう法的に非常に現在の難しい問題がからむ可能性があるものについては、やはり専門家にきちんと相談をして、すべて検討をしておくべきではないかと思うんです。今のお話を聞いていると、余りそういう具体的な話も出てこないようですね。自分たちとしてはこう考えているという一方的な主張の部分に終始しているのではなかろうか、そのように思われます。その点はいかがでしょうか。

議 長 所長。

大変貴重なアドバイスをいただきまして、ありがとうございます。

先ほど申し上げた部分につきましては、北海道の発明協会、その出願アドバイザーに詳しくではございませんが、相談したところからお聞きしたことでございまして、顧問弁護士さんなりそういった具体的、専門的には相談しておりません。大変申しわけございません。参考にさせていただきたいと思います。

議 長 他にございませんか。

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

議 長 日程第13、議案第43号 厚岸町沿岸漁業資源増養殖推進協議会条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水産課長。

水産課長 ただいま上程をいただきました議案第43号 厚岸町沿岸漁業資源増養殖推進協議

会条例を廃止する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

厚岸町沿岸漁業資源増養殖推進協議会は、厚岸町におけます沿岸漁業資源の増大を期する諸施策について総合的かつ有機的に推進するため、平成3年に設置をされたところでございます。発足当初は、国の沿岸漁場整備計画や沿岸漁業構造改善事業要望などを中心に審議をしてまいりました。しかしながら、沿岸漁業整備事業など、国や北海道への施策要望については町と漁協が連携し進め、沿岸資源養殖にかかる個別課題につきましては、シングルシードカキ養殖技術検討会や厚岸湾ニシン放流技術検討会で調査研究等を進めており、町行政改革の視点からも協議会のあり方について抜本的に見直しを行ったところでございます。

今後は、沿岸漁業支援にかかわる施策の推進につきまして、厚岸漁業協同組合釧路地区水産技術普及所など町内関係機関による連絡協議会を要綱で定め対応いたしたく、本協議会を廃止しようとするものでございます。

厚岸町沿岸漁業資源増養殖推進協議会条例を廃止する条例。

厚岸町沿岸漁業資源増養殖推進協議会条例、平成3年厚岸町条例第9号は廃止する。

附則といたしまして、この条例は平成15年4月1日から施行しようとする内容でございます。

以上、簡単なお説明でございますが、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。ありませんか。  
(なし)

議長 なければ質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決しました。

議長 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。  
よって、本日はこれにて散会いたします。

散会時刻 14時10分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成15年3月11日

厚岸町議会

議長

署名議員

署名議員